

管理 No.	H035
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：健康医療部保健所 生活衛生課
(生活衛生係 / 93-8395)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 23 年法律第 48 号)
	根拠規定条項	第 10 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 13 年 12 月 20 日条例第 49 号) 奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成 14 年 2 月 27 日規則第 10 号)
	基準規定条項	条例 第 3 条から第 10 条 規則 第 3 条
	審査基準	墓地等の経営許可に係る審査基準は、基準法令の規定及び墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領に定めるとおりとする。 なお、墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領は、担当課において備え置く。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から概ね1ヵ月	
本票の作成日	平成29年 2月 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律</p> <p>〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕</p> <p>第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例 (墓地等の経営許可の基準)</p> <p>第3条 市長は、法第10条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次のいずれかに該当し、かつ、当該申請に係る墓地等が次条から第9条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が地方公共団体であるとき。</p> <p>(2) 申請者が宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(当該法人の主たる事務所が市内に存するものその他市長が定める基準に適合するものに限る。)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人又は地縁による団体(市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。)であって、当該申請に係る墓地等の管理等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、経営の持続性及び公益性を有し、営利を目的としないと認められるとき。</p> <p>(3) 災害の発生又は公共事業の実施により、墓地等を移転して経営しようとするとき。</p> <p>2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請があった場合に準用する。</p> <p>(墓地の設置場所の基準)</p> <p>第4条 墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地を設置する場所が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅、学校、病院その他これらに類する施設で市長が定めるもの(以下「住宅等」という。)の敷地から100メートル以上離れていること。</p> <p>(2) 道路、鉄道又は河川(以下「道路等」という。)から20メートル以上離れていること。</p> <p>(3) 飲料水を汚染するおそれがないこと。</p> <p>(4) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。</p> <p>(墓地の構造設備の基準)</p> <p>第5条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 隣接地との境界が明らかであること。</p> <p>(2) 隣接地との境界の内側には、障壁又は密植した垣根等が設けられていること。</p> <p>(3) 砂利敷きその他の方法によりぬかるみとならない構造を有し、かつ、支障なく墓参することができる幅員を有する各墳墓に接続した通路が設けられていること。</p> <p>(4) 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設が設けられていること。</p> <p>(5) 給水設備及びごみ処理設備が設けられていること。</p> <p>(大規模な墓地の構造設備の基準)</p>

第6条 面積が1,000平方メートル以上の墓地(墓地を拡張することにより面積が1,000平方メートル以上となる場合にあつては、その拡張の部分に限る。以下この条において同じ。)の構造設備は、前条に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該墓地等の管理等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 墳墓区域の面積は、墓地の面積の2分の1以下であること。
 - (2) 墓地の周囲に緑地帯を設け、墓地の敷地内に緑地が設けられていること。
 - (3) 墓地の敷地内の通路は、幹線となる通路の幅員が4メートル以上、各墳墓に接続した通路の幅員が1メートル以上であること。
 - (4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。
- (納骨堂の構造設備の基準)

第7条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 外壁及び屋根は、耐火構造又は防火構造であること。
 - (2) 換気設備が設けられていること。
 - (3) 出入口及び納骨設備は、施錠できる構造であること。
- (火葬場の設置場所の基準)

第8条 火葬場を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該火葬場を設置する場所が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 住宅等の敷地から250メートル以上離れていること。
- (2) 道路等から250メートル以上離れていること。
- (3) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。

2 火葬場の敷地内において当該火葬場の施設の増築又は改築をする場合においては、前項第1号及び第2号の基準は適用しない。

(火葬場の構造設備の基準)

第9条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 隣接地との境界が明らかであること。
- (2) 隣接地との境界の内側には、障壁又は密植した垣根等が設けられていること。
- (3) 火葬炉には、防じん、防臭等について十分な能力を有する装置が設けられていること。
- (4) 遺体保管所並びに残灰及び収骨容器を保管する施設が設けられていること。
- (5) 管理事務所、便所、駐車場及び待合所が設けられていること。

(許可の条件)

第10条 市長は、法第10条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による変更若しくは廃止の許可に条件を付することができる。

奈良市墓地等の経営の許可等に関する規則

(経営の許可の申請)

第3条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、墓地経営許可申請書(別記第2号様式)、納骨堂経営許可申請書(別記第3号様式)又は火葬場経営許可申請書(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の設置に関し他の法令の規定により許可、認可その他の手続を必要とする場合にあつては、当該許可、認可その他の手続を経たことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 地方公共団体が法第10条第1項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、前条第1号から第7号までに掲げる書類及び当該墓地等の経営に関する議会の議決を証する書類を添えなければならない。

3 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人(以下「宗教法人等」という。)が法第10条第1項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 宗教法人等の規則又は定款(以下「規則等」という。)の写し及び登記事項証明書

(2) 当該墓地等の経営に関し、規則等に定められた手続を経たことを証する書類

4 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「地縁による団体」という。)が法第10条第1項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 地縁による団体の代表者を証する書類

(2) 規約の写し

(3) 当該墓地等の経営に関し、規約に定められた手続を経たことを証する書類